一般財団法人自転車センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本財団は、一般財団法人自転車センターと称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を大阪府河内長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本財団は、大阪府の南と北に自転車を中心とした総合的なスポーツ施設の拠点を置き、 自転車に関する価値高揚、知識の普及・情報発信及び活用促進事業、新たな自転車や機 能の研究開発及び普及事業並びに社会的な自転車の諸問題に関する対策事業を行い、も って自転車文化の振興と地域経済の発展並びに住民の心身の健全な発達に寄与すること を目的とする。

(事業)

- 第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 自転車の価値高揚を目的とした、サイクルスポーツを中心とする総合的な施設の建設及び運営事業
 - (2) 前号に掲げる事業に関わる付帯的な施設等の建設及び運営事業
 - (3) 自転車に関する情報の収集と発信及び自転車の知識・活用に関する普及啓発事業
 - (4) 自転車のデザイン、機能・性能に関する調査研究及び開発・普及事業
 - (5) 安全な自転車の利用・乗車指導、活用方法及び社会的な諸問題に関する対策事業
 - (6) サイクルスポーツ等に関する協力事業と普及促進事業
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資 産)

- 第5条 本財団の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。
 - 2 基本財産は、本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、次の財産をもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会で基本財産に繰入れることを決議した財産
 - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
 - 4 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとすると きは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 本財団の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成 し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議 員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認 を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる 事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 本財団に評議員6名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般 法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
 - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1 を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ 口から二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議 員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - 口 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人) 又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。) である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、 又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。また、評議員には、 監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、本財団の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任し た後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に 開催する。

(招 集)

- 第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招 集する。
 - 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

- 第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除 く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長、出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名及び理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第20条 本財団に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上12名以内
 - (2) 監事 2 名以内
 - 2 理事のうち2名以内を代表理事とし、2名以内を一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、 理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事には、理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行 する。理事会は、その決議によって、代表理事より理事長1名を選定する。
 - 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。
 - 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務 の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の 状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す

る定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する ことができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会 において別に定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 本財団の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、前条第2項の規定により理事会を 開催したときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 本財団が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合 には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の 要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
 - 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解 散)

第 34 条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で 定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の帰属)

- 第35条 本財団は、剰余金の分配を行わない。
 - 2 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは 地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に 掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人 に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(広告の方法)

- 第36条 本財団の公告は、電子公告により行う。
 - 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報

に掲載する方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において 読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準 用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行っ たときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の 登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事は、森本龍男及び池本元光とする。
- 4 この変更規定は、平成25年6月22日から施行する。(第3章 第7条変更)